

競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン

2008年7月

総務省

総務省は、「新競争促進プログラム2010」(06年9月公表、07年10月改定)を踏まえ、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)に基づき電気通信事業の公正な競争を確保するため、以下の要領により競争セーフガード制度を運用する。

1 競争セーフガード制度の目的

総務省は、事業法及びNTT法に基づき、電気通信市場における公正競争確保の観点から各種の競争セーフガード措置を講じてきた。

近年、PSTN(回線交換網)からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることが必要である。

このため、事業法に基づく指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件(NTT法第2条第5項に規定する活用業務認可制度に係るものを含む。以下同じ。)の有効性・適正性を確保するため、これらを定期的に検証することとし、当該検証の仕組みを「競争セーフガード制度」として運用する。

なお、本制度は事業法及びNTT法の適切な運用を確保することを目的とするものであり、これにより、新たな規制の導入をあらかじめ意図するものではない。ただし、本制度による定期的な検証とは別に、必要に応じて公正競争確保の観点から所要の制度見直し等を実施することを妨げるものではない。

2 指定電気通信設備制度に関する検証

(1) 検証の目的

指定電気通信設備制度に関する検証は、関係法令に定める要件に照らして指定が適正に行われているか、指定電気通信設備の指定の対象が適正に定められているか、アンバンドル機能の対象が適正に定められているか、禁止行為に該当する行為が行われていないか等を検証し、公正競争確保のための措置が必要かつ十分でない認められる場合には、速やかに所要の措置を講じることを目的とする。

(2) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

第一種指定電気通信設備の指定の要件は、事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条の2第2項及び第3項に規定されている。

当該第一種指定電気通信設備の指定が、上記規定に基づき適切に行われているか否かについて検証を行う。

イ 指定の対象に関する検証

第一種指定電気通信設備の指定の対象は、事業法第33条第1項及び施行規則第23条の2第4項に規定され、その具体的な設備は、平成13年総務省告示第243号に規定されている。

当該指定の対象の妥当性について、次の考え方にに基づき検証を行う。

- ① 第一種指定電気通信設備の指定は、「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発展に欠くことのできない電気通信設備」(事業法第33条第1項)であること(いわゆる「ボトルネック性」を有すること)を要件とする。
- ② 指定の対象は、「伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備」(事業法第33条第1項)¹であり、当該設備のボトルネック性の有無を判断するに際しては、当該設備を用いて実現する機能に着目する。
- ③ 当該設備がいかなる用途に用いられるかは、当該設備を利用する各事業者により判断されるべきものである。したがって、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による当該設備を用いた提供役務の態様のみによりボトルネック性の有無が判断されるものではない。ただし、特

¹ 指定電気通信設備の指定の対象については、プラットフォーム機能(認証・課金、QoS制御等)を含めて検証を行う。

定の目的にのみ用いられることが明らかである設備については、その限りではない。

④ 本検証に際しては、政策の予見可能性を確保する観点から、以下の2つの項目のいずれかに該当するものを「注視すべき機能」と位置付け、次年度における検証の際、特に重点を置いて検証を行うこととする。

(a) 検証の結果として、現時点においては指定電気通信設備として指定する要件を満たしているとは判断されないものの、市場動向等によってはボトルネック性を有する可能性があるものと認められる設備

(b) 検証の結果として、現時点においては指定電気通信設備の指定を解除するに足る合理的な理由が認められないものの、市場動向等によっては指定電気通信設備の指定を解除する可能性があるものと認められる設備

なお、上記(a)及び(b)により「注視すべき機能」と位置付ける場合、これにより、当該設備について事業法上の指定電気通信設備に係る法的効果が変わるものではない。

⑤ 上記①～④のほか、指定電気通信設備制度の趣旨に照らして合理的な範囲内で必要に応じて所要の検証を行う。

ウ アンバンドル機能の対象に関する検証

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、事業法第33条第4項第1号口の規定により、総務省令で定める機能(アンバンドル機能)ごとの接続料を接続約款に定めて総務大臣の認可を受けることが必要とされ、その具体的な機能は、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定されている。

当該アンバンドル機能の対象の妥当性について、96年12月19日付電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの内訳について」及び08年3月27日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの内訳について」において示された考え方を踏まえ、検証を行う。

(3) 第二種指定電気通信設備に関する検証

ア 指定要件に関する検証

第二種指定電気通信設備の指定の要件は、事業法第34条第1項及び施行規則第23条の9の2第2項及び第3項に規定されている。

当該第二種指定電気通信設備の指定が、上記規定に基づき適切に行われているか否かについて検証を行う。

イ 指定の対象に関する検証

第二種指定電気通信設備の指定の対象は、事業法第34条第1項及び施行規則第23条の9の2第4項に規定され、その具体的な設備は、平成14年総務省告示第72号に規定されている。

当該指定の対象の妥当性について、次の考え方に基づき検証を行う。

- ① 第二種指定電気通信設備の指定は、「他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備」(事業法第34条第1項)であることを要件とする。
- ② 上記の要件に該当するか否かについては、当該設備を用いて実現する機能に着目する。
- ③ 当該設備がいかなる用途に用いられるかは、当該設備を利用する各事業者により判断されるべきものである。したがって、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による当該設備を用いた提供役務の態様のみにより指定の是非を判断するものではない。ただし、特定の目的にのみ用いられることが明らかである設備については、その限りではない。
- ④ 本検証に際しては、原則として、第一種指定電気通信設備の検証において行う「注視すべき機能」の検証は行わない。
- ⑤ 上記①～④のほか、指定電気通信設備制度の趣旨に照らして合理的な範囲で必要に応じて所要の検証を行う。

(4) 禁止行為に関する検証

4-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証

ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であって事業法第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける者及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、事業法第30条第3項各号に掲げる行為²(以下「禁止行為」という。)をしてはならないこととされている。

² 具体的には、

1) 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

る。

このうち、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者において禁止行為に係る規制の適用を受ける事業者の指定要件は、事業法第30条第1項及び施行規則第22条の3第2項に規定しており、当該規定に基づき適切に指定が行われているか否かについて検証を行う。

イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証

指定電気通信設備制度における禁止行為は、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」(08年3月改定。以下「共同ガイドライン」という。)において、事業法上問題となる具体的な行為の例が掲げられているところであり、事業法及び共同ガイドラインに照らし、当該禁止行為規制の運用状況について検証を行う。

4-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該電気通信事業者を子会社とする親会社又は当該親会社の子会社(当該電気通信事業者を除く。)に該当する電気通信事業者であって総務大臣が指定するもの(以下「特定関係事業者」という。)との間において、事業法第31条の規定により、役員兼任が禁止されているほか、接続や電気通信業務以外の附帯的な業務について、特定関係事業者に比して不利な取り扱いの禁止等の規律³が適用されている。

上記の禁止行為規制についても、共同ガイドラインにおいて、事業法上問題となる具体的な行為の例が掲げられているところであり、事業法及び共同

2) その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

3) 他の電気通信事業者(事業法第164条第1項に掲げる電気通信事業を営む者を含む。)又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

の3項目が掲げられている(事業法第30条第3項第1号～第3号)。

³ 具体的には、

1) 事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

2) 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。

の2項目が掲げられている(事業法第31条第2項第1号及び第2号)。

ガイドラインに照らし、当該禁止行為規制の運用状況について検証を行う。

(5) 検証結果を踏まえた総務省の対応

上記の検証結果を踏まえ、総務省は、必要に応じて次の措置を速やかに講じる。

- ① 指定電気通信設備又はアンバンドル機能の対象について見直しが必要であると認められる場合、情報通信審議会の審議を経て、所要の措置を講じる。
- ② 禁止行為規制の運用について、不適正な事案が判明した等の場合、事業法第30条第4項又は第31条第3項の規定により、当該行為の停止又は変更を命じるなど、所要の措置を講じる。

3 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証

(1) 検証の目的

日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT等」という。)については、移動体通信業務の分離(92年)、NTT再編成(99年)等により公正競争確保のための構造的措置を講じ、その際、各事案ごとに公正競争要件が課されている。

また、NTT法第2条第5項の規定により、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)は総務大臣の認可を受けて、地域通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(いわゆる「活用業務」)を営むことができるが、当該認可に際しては、NTT東西の地域通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないことを要件とし、当該要件を確保する観点から、個別事案ごとに認可条件を付す等の措置を講じてきている。

上記の公正競争確保のための措置等について、公正競争確保の観点から十分な機能を果たしているか否か、また市場実態等に則して必要十分な措置となっているか否か等について検証を行う⁴。

⁴ 活用業務の認可に際しては、「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」に基づいて審査が行われるが、本制度における検証は、当該ガイドラインそのものを検証対象とするものではない。

(2) 検証の対象

検証の対象とするNTT等に係る公正競争要件は別紙のとおりである⁵⁶。検証は、次の要領で行う。

- ① 各公正競争要件について、実態上の運用面において違則行為がないか否か検証を行う。
- ② 各公正競争要件について、市場実態を踏まえ、追加的な措置が必要か否か又はその役割を終えたと認められるものがあるか否か検証を行う。
- ③ そのほか、上記①及び②に関連した所要の検証を行う。

(3) 検証結果を踏まえた総務省の対応

上記(2)の検証結果を踏まえ、公正競争確保の観点から問題があると認められる場合は、NTT法第16条の規定等に基づき所要の措置を速やかに講じる。また、累次の公正競争要件のうちその役割を終えた等と認められるものは、これを見直すこととする。

なお、累次の公正競争要件の見直しについては、別紙を現行化することにより行うこととする。

4 検証の具体的手順

上記2及び3の検証は、毎年度実施することとする。その際、検証の対象となる各事項について事前に意見公募及び再意見公募を行うとともに、必要に応じて関係事業者等に説明等を求めることとし、検証に当たっては、これを踏まえることとする。総務省は、検証結果の案について改めて意見公募を実施し、提出された意見等に対する総務省の考え方を付して、最終的な検証結果を公表するとともに、情報通信審議会へ報告するものとする。

なお、当該検証の実施に際しては、総務省が別途実施している競争評価との有機的連携を図ることとし、必要に応じて、競争評価における市場画定や評価結

⁵ 本ガイドラインの運用を開始した後において、活用業務認可等が行われて認可条件として公正競争要件が課された場合であって、本節(3)に定める現行化が行われる前であっても、当該追加条件について本ガイドラインに基づく検証対象となる。

⁶ NTT等に係る公正競争要件の検証に際しては、活用業務認可申請に当たりNTT東西が公正な競争を確保するために講じた措置の遵守状況についても併せて検証する。

果などの活用を図ることとする。

5 その他

競争セーフガード制度は07年度から運用する。なお、本ガイドライン(別紙を除く。)については、定期的(概ね3年ごとを想定)に見直しを行うこととし、見直しに際しては、意見公募を実施するなど手続の公正性・透明性の確保に努めるものとする。

日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件

1 日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件⁷

(1)新会社⁸のネットワーク

新会社は、可能な限り、NTT⁹と別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合においては、移動体系新事業者と同一の条件とする。

(2)取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。

また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の使用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

(3)NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする。

(4)出資比率の低下

中核となる会社¹⁰の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

(5)資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

2 日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針 (平成9年郵政省告示第664号)における承継会社¹¹への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項

⁷ 92年4月郵政省・日本電信電話株式会社公表。

⁸ 現在の株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに相当する。

⁹ 現在の日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に相当する。

¹⁰ 2008年7月の合併前の株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに相当する。

¹¹ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を指す。

- (一) 地域会社¹²と長距離会社¹³との間の役員兼任は行わないこと
- (二) 地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと
- (三) 持株会社¹⁴及び承継会社の短期借入については、それぞれ個別に実施すること
- (四) 持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わないこと
- (五) 地域会社と長距離会社との間の接続形態は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同等にすること
- (六) 地域会社と長距離会社との間の接続条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同ーとすること
- (七) 地域会社と長距離会社との間の電気通信役務の提供に関連する取引条件は、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同ーとすること
- (八) 長距離会社は、独立した営業部門を設置すること。なお、利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者との間のものと同ーとすること
- (九) 地域会社と長距離会社との間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同ーとすること
- (十) 持株会社及び地域会社が、長距離会社に対して行う研究成果（長距離会社が費用負担した基盤的研究に係るものを除く。）に係る情報の開示の条件は、他の電気通信事業者に対するものと同ーとすること

3 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第5項に基づく認可に当たって付した条件

○ 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）に対して平成15年2月認可）

- 1 県間伝送路を自ら構築する場合は、当該県間伝送路に関して、他事業者からの要望内容を踏まえて、ダークファイバの利用に係る料金及び条件を作成し、公表すること。
- 2 県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。

¹² 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を指す。

¹³ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を指す。

¹⁴ 日本電信電話株式会社を指す。

- 3 地域 I P 網を用いた新たな県間のフレッツサービスを提供しようとする場合は、当該サービスの内容を踏まえて、必要に応じてあらかじめ日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する活用業務として認可申請を行うこと。
- 法人向け I P 電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（N T T 東西に対して平成 1 5 年 1 0 月認可）
- 1 N T T 東日本【N T T 西日本】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、N T T 東日本【N T T 西日本】の法人向け I P 電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
 - 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、O A B ~ J 番号を用いて I P 電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
 - 3 N T T 東日本【N T T 西日本】の法人向け I P 電話サービス（仮称）に用いられる県間・国際伝送区間に係る接続事業者の選定手続について、公平性・透明性を確保すること。
 - 4 県間伝送路等を N T T 東日本【N T T 西日本】自ら構築する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらかじめ日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと。
- 固定電話発一 0 5 0 I P 電話着の県間伝送に係る料金設定（N T T 東西に対して平成 1 5 年 1 0 月認可）
- 1 他事業者との同等性を確保する観点から、固定電話発一 0 5 0 I P 電話着の通話料割引等の優遇措置を、マイライン登録において N T T 東日本【N T T 西日本】を選択した利用者だけに適用する等、固定電話発一 0 5 0 I P 電話着サービスとそれ以外のサービスとを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行わないこと。
 - 2 県間伝送路を N T T 東日本【N T T 西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらかじめ日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に基づく認可申請を行うこと。
- 固定電話発一 携帯電話着の県間伝送に係る料金設定（N T T 東西に対して平成 1 6 年 3 月認可）
- 1 平成 1 7 年度以降の業務について、携帯電話事業者等の設定する接続料が確定した段階で、地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれのない業務の収

支の見込みを速やかに報告すること。

- 2 県間伝送路を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ 集合住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（NTT東西に対して平成16年7月認可）

- 1 東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、専ら東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供に用いるルータの設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
- 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、OAB～J番号を用いてIP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
- 3 集合ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。
- 4 集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に用いられる県間伝送区間に係る接続事業者の再選定に当たっては、選定手続の公平性・透明性を確保すること。
- 5 県間伝送路等を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供の仕組みに関して、公正な競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定（NTT東西に対して平成17年1月認可）

- 1 東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、専ら東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】の戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供に用いるルータの設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。
- 2 利用者の電気通信番号について同番移行を行う場合は、OAB～J番号を用いてIP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する番号ポータビリティの仕組みを活用すること。
- 3 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に関して、加入電話及びINS

64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。

- 4 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）に用いられる県間伝送区間に係る接続事業者の再選定に当たっては、選定手続の公平性・透明性を確保すること。
- 5 県間伝送路等を東日本電信電話株式会社【西日本電信電話株式会社】自ら設置する等、戸建て住宅向けIP電話サービス（仮称）の提供の仕組みに関して、公正な競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ 地域IP網経由のエンドユーザ間IPv6通信に係る料金設定（NTT東西に対して平成18年11月認可）

- 1 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することによりIPv6通信を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。
- 2 NTT西日本【NTT東日本】と相互接続することによりIPv6通信を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に著しく支障を及ぼすものとならないことを確保すること。
- 3 条件1の中継伝送区間に係る伝送路を東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】がサービス提供サーバ（通信制御を行うために設置するものを除く。）を用いて他の電気通信事業者のエンドユーザに対してサービスを提供する等、IPv6通信に係る新たなサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

○ 次世代ネットワークを利用したフレッツサービスの県間役務提供・料金設定（NTT東西に対して平成20年2月認可）

（情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係）

- 1 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、

料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るための措置を遅滞なく講ずること。また、上記答申を踏まえ、総務大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。

なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。

(県間伝送路等に係る公正競争要件)

- 2 NTT東日本【NTT西日本】は、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。また、当該県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。

(NTT西日本【NTT東日本】との相互接続に係る公正競争要件)

- 3 NTT東日本【NTT西日本】は、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することにより申請業務を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。また、当該接続により申請業務を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

(加入者情報の流用防止)

- 4 NTT東日本【NTT西日本】は、申請業務に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。あわせて、申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合には、当該子会社等が上述の情報をを用いた営業活動を行わないよう管理すること。

(自己の関係会社とコンテンツ提供事業者等との公平な取扱い)

- 5 NTT東日本【NTT西日本】は、コンテンツ配信向けサービス及びこれに係る帯域確保型サービス並びに地上デジタル放送IP再送信向けサービスの提供並びにISP事業者との接続に当たっては、自己の関係会社と他のコンテンツ提供事業者等及びISP事業者とを公平に取り扱うこと。

(コンテンツ配信向けサービスに係る技術的インターフェース等の共通化等の検討)

- 6 NTT東日本【NTT西日本】は、コンテンツ配信向けサービスの提供を受けるコンテンツ提供事業者と、NTT東日本【NTT西日本】と接続したISP事業者

を經由してコンテンツ配信を行うコンテンツ提供事業者とを公平に取り扱えるよう、技術的インターフェース等の共通化等について検討を行い、その検討結果を遅滞なく報告すること。

(サービス内容等の変更に伴う認可申請)

- 7 NTT東日本【NTT西日本】は、条件3の中継伝送区間に係る伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】が次世代ネットワーク若しくはLAN型通信網を用いた新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

- 次世代ネットワークを利用したIP電話サービスの県間役務提供・料金設定（NTT東西に対して平成20年2月認可）

(情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係)

- 1 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るための措置を遅滞なく講ずること。また、上記答申を踏まえ、総務大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。

なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IPv4からIPv6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。

(県間伝送路等に係る公正競争要件)

- 2 NTT東日本【NTT西日本】は、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。また、当該県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。

(NTT西日本【NTT東日本】との相互接続に係る公正競争要件)

- 3 NTT東日本【NTT西日本】は、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することにより申請業務を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を

選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。また、当該接続により申請業務を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

(加入者情報の流用防止)

- 4 NTT東日本【NTT西日本】は、申請業務に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。あわせて、申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合には、当該子会社等が上述の情報を利用した営業活動を行わないよう管理すること。

(IP電話サービスに係る番号ポータビリティの確保等)

- 5 NTT東日本【NTT西日本】は、IP電話サービスの提供に際し、自社の加入電話（ISDNを含む。）の利用者の電気通信番号について自社のIP電話サービスへの同番移行を行う場合は、OAB～J番号IP電話サービスを提供する他事業者との同等性を確保する観点から、加入者交換機が有する番号ポータビリティの仕組みを活用すること。あわせて、OAB～J番号IP電話サービスにおける利用者利便の向上及び公正競争確保の観点から、自社のIP電話サービスと他事業者のOAB～J番号IP電話サービスとの間で相互に同番移行が可能となるような番号ポータビリティの仕組みの実現性について検討を行い、その検討結果を遅滞なく報告すること。

(サービス内容等の変更に伴う認可申請)

- 6 NTT東日本【NTT西日本】は、条件3の中継伝送区間に係る伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】が次世代ネットワーク若しくはLAN型通信網を用いた新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

- イーサネットサービスの県間役務提供・料金設定（NTT東西に対して平成20年2月認可）

(情報通信審議会答申を踏まえて整備する接続ルールとの関係)

- 1 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）【西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）】は、次世代ネットワーク及びLAN型通信網に係る接続ルールの在り方に関する情報通信審議会の答申を踏まえ接続ルールが整備される場合、これに従ったネットワークのオープン化、技術的インターフェース条件等のネットワーク情報の開示、顧客からの申込み、開通工事、保守・修理、

料金の請求等に対応するために必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保を図るための措置を遅滞なく講ずること。また、上記答申を踏まえ、総務大臣が申請業務に係る条件を変更し、又は新たに条件を付した場合は、当該条件に従った措置を講ずるとともに、講じた措置の内容について速やかに報告すること。

なお、次世代ネットワークに係る技術的要件については、可能な限り国際的な標準化動向と整合的なものとなるよう努めるとともに、IP v 4からIP v 6への移行に伴う諸課題について、ISP事業者等との積極的な協議を行うこと。

(県間伝送路等に係る公正競争要件)

- 2 NTT東日本【NTT西日本】は、県間伝送路を自ら構築する場合は、他事業者からの要望内容を踏まえて、当該県間伝送路の利用に係る料金その他の提供条件を作成し、公表すること。また、当該県間伝送路を自ら構築せず、他事業者等から調達する場合は、当該県間伝送路の調達先選定手続に関して、公平性・透明性を確保すること。

(NTT西日本【NTT東日本】との相互接続に係る公正競争要件)

- 3 NTT東日本【NTT西日本】は、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）【東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）】と相互接続することにより申請業務を行う場合における中継伝送区間に係る接続事業者を選定するに当たっては、公平性・透明性を確保すること。また、当該接続により申請業務を行う場合における通信手順その他の技術的条件に関するNTT西日本【NTT東日本】との取決めについて、NTT西日本【NTT東日本】以外の電気通信事業者との相互接続に支障を及ぼすものとならないことを確保すること。

(加入者情報の流用防止)

- 4 NTT東日本【NTT西日本】は、申請業務に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。あわせて、申請業務の営業活動を子会社等に委託する場合には、当該子会社等が上述の情報をを用いた営業活動を行わないよう管理すること。

(サービス内容等の変更に伴う認可申請)

- 5 NTT東日本【NTT西日本】は、条件3の中継伝送区間に係る伝送路をNTT東日本【NTT西日本】自ら設置する等、サービス提供の仕組みの変更を行い、又はNTT東日本【NTT西日本】が次世代ネットワーク若しくはLAN型通信網を用いた新たな県間のサービスを提供する場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

参 考

競争セーフガード制度に係る参照条文等

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）

（目的）

第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする。

2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を営むことを目的とする株式会社とする。

（事業）

第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

- 一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。
- 二 地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。
- 三 電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務

2 会社は、前項の業務を営むほか、総務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

- 一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下同じ。）において行う地域電気通信業務（同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。）

イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県

二 前号の業務に附帯する業務

4 地域会社は、総務大臣の認可を受けて、次の業務を営むことができる。

一 前項に掲げるもののほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 それぞれ前項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務

5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより同項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

(監督)

第十六条 会社及び地域会社は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社及び地域会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（禁止行為等）

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項から第五項までの規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

4 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第一項の規定により指定された電気通信事業者又は第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。

5 （略）

第三十一条 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が法人であるときは、その役員は、その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するも

のとみなされる株主を含む。)又は総社員の議決権の過半数を当該電気通信事業者が有する会社(以下この項において「子会社」という。)、当該電気通信事業者を子会社とする親法人(同法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下この項及び第八十七条第一項第三号イにおいて同じ。)又は当該親法人の子会社(当該電気通信事業者を除く。)に該当する電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの(以下「特定関係事業者」という。)の役員を兼ねてはならない。

- 2 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(法人である場合に限る。以下この条において同じ。)は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
 - 二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
- 3 総務大臣は、前項の規定に違反する行為があると認めるときは、第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該行為の停止又は変更を命ずることができる。
- 4 (略)

(第一種指定電気通信設備との接続)

第三十三条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、全国の区域を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備(利用者の電気通信設備であつて、移動する無線局の無線設備であるものをいう。次条第一項において同じ。))を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、当該区域内に設置されるすべての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該区域において当該電気通信事業者がこれと一体として設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

2～3 (略)

4 総務大臣は、第二項(第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下

この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料

ハ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

三 接続条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

5～18 (略)

(第二種指定電気通信設備との接続)

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備(総務省令で定める移動端末設備をいう。以下この項において同じ。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2～8 (略)

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

（禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等）

第二十二条の三 法第三十条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による指定の解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及び指定の解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）のすべてについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ 当該電気通信事業者の業務区域において当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る第二十三条の九の二第二項に規定する特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）のすべてについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

（特定関係事業者の指定及びその解除）

第二十二条の五 法第三十一条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

（第一種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の二 法第三十三条第一項の指定は、告示によつてこれを行う。この場合に

において、総務大臣は、当該指定を受けることとなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 法第三十三条第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。
- 3 法第三十三条第一項の総務省令で定める割合は、固定端末系伝送路設備及び固定端末系伝送路設備以外の伝送路設備の別に計算し、固定端末系伝送路設備について二分の一とする。この場合において、電気通信回線の数、電気通信回線の使用用途、周波数帯域の幅、伝送速度又は芯線数等にかかわらず、一の回線につき一とする。
- 4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 符号（電気通信役務の制御又は端末の認証等を行うための信号（以下単に「信号」という。）を除く。）、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの
 - イ 固定端末系伝送路設備を直接収容するもの（以下「第一種指定端末系交換等設備」という。）
 - ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）
 - 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
 - イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定市内交換局」という。）間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定市内伝送路設備」という。）
 - ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物（以下「第一種指定中継交換局」という。）との間に設置される伝送路設備（以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。）
 - 三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
 - 四 前三号に掲げるもののほか、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であつて当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

（第二種指定電気通信設備の基準等）

第二十三条の九の二 法第三十四条第一項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けるこ

ととなる設備を設置する電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

- 2 法第三十四条第一項の総務省令で定める移動端末設備（以下「特定移動端末設備」という。）は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う移動する無線局の無線設備とする。
- 3 法第三十四条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とし、前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算する。この場合において、同項の同一の電気通信事業者が設置する伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数は、次に掲げる数の合計数とする。
 - 一 当該電気通信事業者が設置する当該伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数
 - 二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（前号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数
 - 三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分の属する都道府県の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備（第一号の伝送路設備を除く。）に接続される特定移動端末設備の数に、当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた数
- 4 法第三十四条第一項の当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - 一 符号（信号を除く。）、音響若しくは映像の交換又は編集の機能を有する電気通信設備（以下この項において「交換設備」という。）であつて次に掲げるもの
 - イ 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの（以下「第二種指定端末系交換設備」という。）
 - ロ 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であつて業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（以下「第二種指定中継系交換設備」という。）
 - 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの
 - イ 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（以下「第二種指定端末系無線基地局」という。）
 - ロ 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（以下「第二種指定端末系交換局」という。）との間に設置される伝送路設備
 - ハ 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
 - 三 前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の

制御及び端末の認証等を行うための設備

四 前三号に掲げるもののほか、交換設備、伝送路設備又は端末設備であつて、当該設備との適正かつ円滑な接続を確保すべきもの

○接続料規則（平成12年郵政省令第64号）

（機能）

第四条 法第三十三条第四項第一号ロの総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。

機能の区分		内容	対象設備
一 端 末 回 線 伝 送 機 能	一般帯域透過端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、基地局設備（端末設備との間の伝送において電波を使用するものをいう。以下この項において同じ。）との間を伝送するもの及び特別帯域透過端末回線伝送機能を除く。）	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。）（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）
	特別帯域透過端末回線 伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備（アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものであって、当該設備の一部に光信号伝送用の回線を設置していないものに限る。）により通信を伝送する機能（分割した帯域の一部のみを利用して伝送するもの、基地局設備との間を伝送するもの及びき線点近傍の電柱等から第一種指定市内交換局までの間を伝送するものを除く。）	
	帯域分割端	第一種指定端末系伝送路設備（ア	

末回線伝送機能	ナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。)により通信を伝送する機能(分割した帯域の一部のみを利用して伝送するものに限る。)	
基地局設備用端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものに限る。)により通信を伝送する機能(基地局設備との間を伝送するものに限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び交換機に回線を終端するための装置により構成されるものに限る。)(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。)
光信号端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。))により通信を伝送する機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線(加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。))に限る。)
総合デジタル通信端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)により通信を伝送する機能(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を用いて、主として六十四キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送するものであって、専ら利用者側の通信の着信の用に供される場合における機能に限る。)	第一種指定端末系伝送路設備(光信号伝送用の回線に限る。)(第一種指定市内交換局に設置される交換設備と一体で設置される伝送装置を含む。)
その他端末回線伝送機能	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のもの及び光信号伝送用の	第一種指定端末系伝送路設備(アナログ信号伝送用の電話回線と同等のものを除く。)(加入者側終端

		回線（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）を除く。）により通信を伝送する機能（総合デジタル通信端末回線伝送機能を除く。）	装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を含む。）
二 端 末 系 交 換 機 能	加入者交換機能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能（手動によるもの並びに本項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間等に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。）
	信号制御交換機能	第一種指定加入者交換機において特定の電気通信番号を識別し、信号用伝送路設備を介して伝送される信号により当該第一種指定加入者交換機を制御する機能	
	優先接続機能	電気通信事業者の電気通信設備を識別する電気通信番号を第一種指定加入者交換機に登録し、当該第一種指定加入者交換機により、加入者回線ごとにあらかじめ指定された電気通信事業者の電気通信設備に優先的に接続するために、その登録した電気通信番号を識別する機能	
	番号ポータビリティ機能	番号ポータビリティ（利用者が、当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更することができることをいう。）を実現するため、第一種指定加入者交換機において、第一種指定端末系伝送路設備	

	を識別するための電気通信番号により、他の電気通信事業者が設置する交換等設備に直接收容された固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備をいう。）又は当該他の電気通信事業者が設置する交換等設備を識別する機能	
加入者交換機専用トランクポート機能	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
加入者交換機共用トランクポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を第一種指定加入者交換機に收容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
三 折返し通信路設定機能	端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号により、第一種指定加入者交換機に收容されている特定の端末系伝送路設備を識別して、当該端末系伝送路設備への通信路の設定を行う機能	I インタフェース加入者モジュール又はこれに相当する設備
三の二 光信号電気信号変換機能	第一種指定市内交換局に設置される光信号電気信号変換装置により光信号と電気信号との変換	光信号電気信号変換装置（第一種指定市内交換局に設置されるものに限る。）

		を行う機能	
三の三	光信号 分離機能	第一種指定市内交換局に設置される光信号分離装置により利用者の電気通信設備の側に光信号の分離を行う機能	光信号分離装置
三の四	加入者 交換機接続伝 送専用機能	第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能（六の項の中継伝送専用機能を除く。）	第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路設備（第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
四	市内伝送機 能	第一種指定加入者交換機間の通信を伝送する機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備（第一種指定中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び第一種指定中継交換機（第一種指定市内伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備又は信号用伝送装置との間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。）
五	中継交換機 能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能（手動によるもの並びに本項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれ間に設置される伝送装置等を含む。ただし、手動によるものを除く。）
中 継 系 交 換 機 能	中継交換機 専用トラン クポート機	特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する第一種指定中継系伝送路設備等を第一種指定	

	能	中継交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
	中継交換機 共用トランク ポート機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送するものを除く。）を第一種指定中継交換機に収容する装置において、当該第一種指定中継系伝送路設備等を介して伝送される信号を編集する機能	
六 中 継 伝 送 機 能	中継伝送共 用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する機能（特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能を除く。）	第一種指定中継系伝送路設備等であって、第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置されるもの（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）及び第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの（第一種指定加入者交換機又は第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）
	中継伝送専 用機能	第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。）により通信を伝送する機能と同等のもので、特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能	
	中継交換機 接続伝送専 用機能	第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される中継系伝送路	

		設備（第一種指定中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）により当該他の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能（中継伝送専用機能を除く。）	
	一般光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等（波長分割多重装置を含む。）を除く。）に限る。）により通信を伝送する機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等（波長分割多重装置を含む。）を除く。）に限る。）
	特別光信号中継伝送機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含む。）に限る。）により通信を伝送する機能	第一種指定中継系伝送路設備等（光信号伝送用の回線（中継系伝送路設備の両端に対向して設置される伝送装置等を除き、波長分割多重装置を含む。）に限る。）
六の二	一般收容ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定收容ルーティング（専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。）で接続する場合における一般第一種指定ルーティング及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。）	一般第一種指定ルーティング及び当該一般第一種指定ルーティングに係る伝送路設備又はSIPサーバ
ル	一般中継ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定中継ルーティング（専らIP電話の提供の用に供されるものを除く。）で接続する場合における一般第一種指定ル	
ティ			
ン			
グ			
伝			
送			
機			
能			

		一タ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	
特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能		特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）
特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定中継ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能		
関門交換機接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能		一般第一種指定ルータ及び当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備、IP電話を提供するためにパケット交換網と固定電話網との間の接続制御を行うための装置及び符号等を変換するための装置並びにSIPサーバ
六の三 イーサネットフレーム伝送機能	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能		イーサネットスイッチ及び当該イーサネットスイッチに係る伝送路設備
七 通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（手動によるもの及び第一種指定市内交換局に設置される交換等設備と事業者が第一種指定市内交換局以外の建物に設置するルータとの間の通信を行うものを除く。）		通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）（手動によるものを除く。）及び当該交換等設備に係る伝送路設備
七の二 データ	セルリレー装置及び伝送路設備		セルリレー装置及び当該セルリレ

伝送機能	により通信路の設定及び伝送を行う機能	一装置に係る伝送路設備
八 信号伝送機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
九 呼関連データベース機能	呼関連データベースへの接続により番号変換又は認証等を行う機能	呼関連データベース
十 番号案内機能	電気通信番号の案内を行う機能	番号案内データベース及び番号案内装置
十一 手動交換機能	手動により通信の交換等を行う機能	第一種指定端末系交換等設備（手動によるものに限る。）及び第一種指定中継系交換等設備（手動によるものに限る。）
十二 公衆電話機能	公衆電話機から通信を発信し、又は公衆電話機に通信を着信させる機能	公衆電話機
十三 端末間伝送等機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられているものと同等の機能	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する端末間の伝送等に係る電気通信役務の提供に当たって一体的に用いられている設備
十四 クロック提供機能	クロック提供装置によりクロック（電気通信設備間における電気通信信号の同期をとるための信号）を提供する機能	クロック提供装置

備考

- 一 表一の項の光信号端末回線伝送機能及び表六の項の一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能は、帯域が制限される場合におけるものと制限されない場合におけるものとで区分を行うものとする。
- 二 表二の項の加入者交換機能においては、次に掲げる機能を含むものとする。
- イ 事業者が他の電気通信事業者の利用者料金を回収し、当該利用者料金から他の電

気通信事業者が事業者に支払うべき接続料を相殺し精算している場合において、利用者料金と接続料とを分離して計算する機能

□ 第一種指定加入者交換機と他の電気通信事業者の交換設備との間の伝送路設備を用いて伝送することが困難な場合に第一種指定中継交換機を経由して当該第一種指定加入者交換機と当該他の電気通信事業者の交換設備との間で伝送を行うことを可能とする機能

三 表六の項の機能（中継伝送共用機能を除く。）は、対象設備が事業者の建物内に設置される場合におけるものと建物外に設置される場合におけるものとで区分を行うものとする。

○平成13年総務省告示第243号

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条の2第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という）第23条の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。

次に掲げる電気通信設備であって、別表の左欄に掲げる単位指定区域において、同表の右欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの

- 一 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）及び加入者線終端装置を含む。）
- 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号の交換等設備（次に掲げるものについては、それぞれに掲げる条件に該当するものに限る。）
 - イ ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること
 - ロ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告 G. 992. 1 Annex C 又は G. 992. 2 Annex C に準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置 接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること
- 三 電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備
- 四 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 五 SIPサーバ
- 六 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御局及びサービス制御統括局
- 七 PHSの役務を提供する電気通信事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール並びに端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局及びサービス制御統括局
- 八 公衆電話機及びこれに付随する設備
- 九 電気通信番号の案内又は手動による通信に用いられる交換機（第二項に掲げるものを除く。）、案内台装置、伝送路設備（第一項又は第三項に掲げるものを除く。）
- 十 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第一項、第三項、第六項又は前項に掲げるものを除く。）

単位指定区域	電気通信事業者
北海道	東日本電信電話株式会社
青森県	東日本電信電話株式会社
岩手県	東日本電信電話株式会社
宮城県	東日本電信電話株式会社
秋田県	東日本電信電話株式会社
山形県	東日本電信電話株式会社
福島県	東日本電信電話株式会社
茨城県	東日本電信電話株式会社
栃木県	東日本電信電話株式会社
群馬県	東日本電信電話株式会社
埼玉県	東日本電信電話株式会社
千葉県	東日本電信電話株式会社
東京都	東日本電信電話株式会社
神奈川県 市泉の一部及び裾野市茶畑の 一部の区域を併せた区域	東日本電信電話株式会社
新潟県	東日本電信電話株式会社
富山県 立山町芦峯寺ブナ坂外の一部 の区域を除く区域	西日本電信電話株式会社
石川県	西日本電信電話株式会社
福井県	西日本電信電話株式会社
山梨県	東日本電信電話株式会社
長野県 木曾町（吾妻の一部及び田立 に限る。）の区域を除く区域に 富山県中新川郡立山町芦峯寺 ブナ坂外の一部の区域	東日本電信電話株式会社
岐阜県 南木曾町（吾妻の一部及び田 立に限る。）の区域を併せた区 域	西日本電信電話株式会社

静岡県 市泉の一部及び裾野市茶 畑の一部の区域を除く区 域	西日本電信電話株式会社
愛知県	西日本電信電話株式会社
三重県	西日本電信電話株式会社
滋賀県	西日本電信電話株式会社
京都府	西日本電信電話株式会社
大阪府	西日本電信電話株式会社
兵庫県	西日本電信電話株式会社
奈良県	西日本電信電話株式会社
和歌山県	西日本電信電話株式会社
鳥取県	西日本電信電話株式会社
島根県	西日本電信電話株式会社
岡山県	西日本電信電話株式会社
広島県	西日本電信電話株式会社
山口県	西日本電信電話株式会社
徳島県	西日本電信電話株式会社
香川県	西日本電信電話株式会社
愛媛県	西日本電信電話株式会社
高知県	西日本電信電話株式会社
福岡県	西日本電信電話株式会社
佐賀県	西日本電信電話株式会社
長崎県	西日本電信電話株式会社
熊本県	西日本電信電話株式会社
大分県	西日本電信電話株式会社
宮崎県	西日本電信電話株式会社
鹿児島県	西日本電信電話株式会社
沖縄県	西日本電信電話株式会社

○平成14年総務省告示第72号

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）第23条の9の2第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を次のように指定する。

別表に掲げる電気通信事業者が設置する第1項から第6項までに掲げる電気通信設備。

- 1 電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第23条の9の2第4項第1号の交換設備（ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。）
- 2 施行規則第23条の9の2第4項第1号口の交換設備相互間に設置される伝送路設備
- 3 施行規則第23条の9の2第4項第2号の伝送路設備
- 4 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- 5 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
- 6 他の電気通信事業者の電気通信設備と前各項に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（第2項から前項までに掲げるものを除く。）

別表

- 1 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 2 KDDI株式会社
- 3 沖縄セルラー電話株式会社

○平成20年総務省告示第361号

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第30条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の3第1項の規定に基づき、同法第30条第3項から第5項までの規定の適用を受ける第二種電気通信設備を設置する電気通信事業者を次のように指定する。

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

○ 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針
(01年11月、総務省・公正取引委員会)

Ⅱ 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

【再掲】市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為）

2 電気通信事業法上問題となる行為

(1) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第30条第3項第1号）

- 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為

(2) 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（電気通信事業法第30条第3項第2号）

(例)

- ① 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い
- ② 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定
- ③ 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供
- ④ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務
- ⑤ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い
- ⑥ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること
- ⑦ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い
- ⑧ ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等

(3) 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第30条第3項第3号）

(例)

- ア 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限
- イ コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉
- ウ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

- (4) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第2項第1号）

(例)

- ア 接続に必要な情報の提供に関する不公平な取扱い
- イ 接続に必要な装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関する不公平な取扱い

- (5) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為

(例)

- 料金回収業務等に係る手数料の不公平な設定

○ 96年12月19日付電気通信審議会答申「接続の基本的ルールの在り方について」

1 アンバンドルについての考え方

アンバンドルとは、他事業者が特定事業者の網構成設備や機能のうち、必要なもののみを細分化して使用できるようにすることである。これは他事業者が多様な接続を実現するために必要なものであることから、基本的には他事業者の要望に基づいて行われるべきである。また、競争の促進及び相互接続の推進の観点から、積極的にこれを推進すべきである。

このため、特定事業者は、他事業者が要望する網構成設備及び機能について、技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならないこととする。これにより、技術やサービスの進展に対応して、他事業者の要望に応じて、多様なアンバンドルが進んでいくことになると考えられる。

なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。

○ 〇 8 年 3 月 2 7 日付情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」

第 3 章 次世代ネットワークに係る設備・機能の細分化（アンバンドル）

1. 検討上の留意点

NGNのアンバンドルを検討するに際しても、1996年答申で示されたアンバンドルの基本的な考え方は踏襲すべきであると考えられる。すなわち、アンバンドルとは、他事業者による多様な接続形態を実現するためのものであり、相互接続や競争の促進に資するものであることから、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合には、アンバンドルして提供しなければならないという考え方は踏襲すべきである。ただし、アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である。

また、NGNの固有の事情を考慮することも当然必要となる。具体的には、NGNは、1) 通信事業者が構築する統合管理型のIP網であること、2) 既存の地域IP網やひかり電話網等がマイグレーションしていくネットワークであること、3) 現時点では、未だ稼働しておらず具体的なサービス提供形態・接続形態が必ずしも明確ではない点もあること、に留意することが必要である。

一点目については、旧来のPSTNでは、一の機能が複数の設備の積み上げ等で実現されていたのに対して、IP網では、一の設備がソフトウェア制御などによって複数の機能を持ち得るなど従来とは異なる機能付与の在り方が可能となる。したがって、PSTNとは異なり、一の設備を複数の機能にアンバンドルするなど、設備面だけでなく、機能面に着目したアンバンドルの検討が必要になると考えられる。

二点目については、NGNでは、既存の地域IP網やひかり電話網等で提供されていたのと同様のフレッツサービスやIP電話サービス等が提供される予定であるが、これら既存サービスと同様のサービスについては、その具体的なサービス提供形態や接続ニーズ等を把握しやすいため、そのアンバンドルは比較的容易に検討可能であり、その検討の際には、サービスの継続提供を可能とするように配慮することが必要になると考えられる。ただし、NGNにおいても、PSTNでアンバンドルされていた機能と同様の機能をすべてアンバンドルすることの適否については、一点目で述べたPSTNとIP

網との間の構造上の相違や技術的な実現可能性等を踏まえ、他事業者からの具体的な要望に応じて検討をすることが適当である。

三点目については、NGNの技術や機能は、今後どのように変化・発展するかが現時点では明確に予測できないこと、またNGNで新たに可能となるサービスは、そのサービス提供形態や接続ニーズ等が必ずしも明確ではないこと、特に、今後追加が想定される上位レイヤー系の機能について、現時点でアンバンドルの可否を検討することは困難と考えられることから、現行制度上アンバンドルされている33機能も、制度創設時の11機能から段階的に追加されてきた経緯を踏まえ、サービス開始当初のアンバンドルは必要最小限のものとし、今後のサービス展開の自由度を確保するように配慮することも必要と考えられる。

第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン

平成 22 年 3 月

(平成 23 年 5 月最終改正)

総 務 省

総務省は、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成 21 年 10 月 16 日情通審第 69 号）を受け、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定する。

第 1 はじめに

1 目的

ガイドラインは、第二種指定電気通信設備との接続に関し、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 34 条第 3 項第 4 号に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）が取得すべき金額（以下「接続料」という。）の算定方法並びにアンバンドル¹及び標準的接続箇所の設定等に係る考え方を明確化することにより、電気通信市場における公正競争を促進し、もって電気通信サービスの利用者利便の増進を図ることを目的とする。

2 対象となる事業者

ガイドラインは、二種指定事業者を対象とする。ただし、電気通信事業者が電気通信設備の接続の業務に関し不当な運営を行い、この行為が法第 29 条第 1 項第 10 号の規定に該当する場合には、業務改善命令の対象となり得ることから、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。

第 2 アンバンドル

1 基本的な考え方

ネットワークの多機能化・高度化に伴い、他の事業者が二種指定事業者に対して一方的に使用を求める機能の重要性が高まっていること、アンバンドルを巡る紛争事案が発生していること等を踏まえ、第 2 の 2 のとおりアンバンドルに係る仕組みを設けるとともに、第 2 の 3 のとおり「アンバンドルすることが望ましい機能」を定め、第 2 の 4 のとおり「注視すべき機能」を定める。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性にかんがみ、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

2 アンバンドルに係る仕組み

(1) 判断基準

ア 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があり、これが技術的に可能な場合には、二種指定事業者に過度に経済的負担を与えることのない範囲で、当該機能をアンバンドルすることが望ましい。ただし、需要の立上げ期にあるサービスに係る機能を除き、必要性・重要性の高いサービスに係る機能（例：利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能）に限る。

イ ある機能が「アンバンドルすることが望ましい機能」に該当する場合であっても、二種指定事業者によるシステムの開発、接続約款の変更等は、他の事業者からの具体的な事前調査申込みを前提として進めること等により、当該二種指定事業者のコスト回収漏れのリスクを高めないようにすることが適当である。

(2) プロセス

ア ガイドライン策定後において、総務省は、第2の2の(1)に示した判断基準を満たすと考えられる機能について、まずは「注視すべき機能」に位置付け、一定期間、事業者間協議の状況を注視することとする。その上で、事業者間協議における合意形成が困難と判断した場合には、「アンバンドルすることが望ましい機能」に位置付けるか否かについて、最終的な判断を行うこととする。

イ 総務省は、「アンバンドルすることが望ましい機能」及び「注視すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

3 アンバンドルすることが望ましい機能

アンバンドルすることが望ましい機能には、次の①から④までに掲げる機能が該当する。

- ① 音声接続機能
- ② I S P 接続機能²
- ③ レイヤ3 接続機能³
- ④ レイヤ2 接続機能⁴

4 注視すべき機能

注視すべき機能には、次の①から⑧までに掲げる機能が該当する。

- ① 料金情報提供機能
- ② 課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能
- ③ 大容量コンテンツ配信機能
- ④ G P S 位置情報の継続提供機能
- ⑤ S M S 接続機能
- ⑥ 携帯電話のEメール転送機能
- ⑦ パケット着信機能
- ⑧ 端末情報提供機能

5 事業者間協議における留意事項

(1) 接続料の水準

ア 接続料の水準については、法第34条第3項第4号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが求められる。

イ 事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、第3に示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、可能な限り情報開示することが適当である。

(2) 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間

ア 接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

イ 事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点と

なった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

（３）接続に必要なシステム開発等の費用及びその負担方法

ア 接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

イ 事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

第３ 接続料の算定方法

１ 基本的な考え方

（１）対象となる接続料

ア 第３に示す考え方は、第２の３の①から④までに掲げる機能に係る接続料を対象とする。

なお、これら以外の機能に係る接続料についても、法第３４条第３項第４号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

イ 第３に示す考え方は、平成２２年度以降の接続料を対象とする。ただし、平成２１年度の接続料についても、別表第２の様式により、可能な限り総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。

（２）接続料の構成

接続料は、機能ごとに、第３の２及び３に示す考え方に基づいて算定される接続料原価に第３の４に示す考え方に基づいて算定される利潤を加えた額

を第3の5に示す考え方に基づいて算定される需要で案分した額を超えない範囲で設定される。

(3) 接続料の算定期間

接続料の算定期間は、原則として1年とする。接続料の算定は、原則として当該接続料の適用年度の前年度における実績値を基に行う。

(4) 用語

第3において使用する次の①から⑳までに掲げる用語は、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成23年総務省令第24号）第4条において読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）別表第一（勘定科目表）及び別表第二（財務諸表様式）において使用する用語の例による。

- | | |
|------------|-----------|
| ① 固定資産 | ⑪ 施設保全費 |
| ② 投資その他の資産 | ⑫ 共通費 |
| ③ 貯蔵品 | ⑬ 管理費 |
| ④ 負債 | ⑭ 試験研究費 |
| ⑤ 社債 | ⑮ 研究費償却 |
| ⑥ 借入金 | ⑯ 減価償却費 |
| ⑦ 純資産 | ⑰ 固定資産除却費 |
| ⑧ 営業費用 | ⑱ 通信設備使用料 |
| ⑨ 営業費 | ⑲ 租税公課 |
| ⑩ 運用費 | ⑳ 営業外費用 |

2 接続料原価

(1) 算定プロセス

接続料原価は、第3の2の(2)及び(3)に示す3ステップ・プロセスにより算定されるものとする。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが3ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される接続料原価に含まれるコストの内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

(2) 音声接続機能

ア ステップ1においては、移動電気通信役務に係る総コスト（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送役務に係るコストを控除して音声伝送役

務に係るコストを抽出する。

(ア) 移動電気通信役務に係る総コストは、設備コスト、営業コスト及び間接コストに大別される。設備コストには、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、営業コストには、営業費が該当し、間接コストには、共通費及び管理費が該当する。

(イ) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連するコストは、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

イ ステップ2においては、音声伝送役務に係るコストから契約数連動コストを控除してトラヒック連動コストを抽出する。

(ア) 契約数連動コストには、設備コストのうち各契約者が専有的に使用する設備に係るコスト（例：サービス制御装置に係るコスト、位置登録信号に係るコスト、顧客・料金システムに係るコスト）が該当し、営業コストのうち料金の請求・回収に係るコスト及び基本料収入の確保に係るコストが該当する。

(イ) 契約数連動コスト及びトラヒック連動コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により契約数連動コスト及びトラヒック連動コストに分計する。

ウ ステップ3においては、トラヒック連動コストから接続料原価対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出し、これを接続料原価とする。

(ア) 接続料原価対象外コストは、第3の3に示す考え方に基づいて特定する。

(イ) 接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに分計する。

(3) ISP 接続機能、レイヤ 3 接続機能及びレイヤ 2 接続機能

ア ステップ 1 においては、移動電気通信役務に係る総コストから音声伝送役務に係るコストを控除してデータ伝送役務に係るコストを抽出する。

(ア) 移動電気通信役務に係る総コストは、設備コスト、営業コスト及び間接コストに大別される。設備コストには、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、営業コストには、営業費が該当し、間接コストには、共通費及び管理費が該当する。

(イ) 音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連するコストは、別表第 1 に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦する。

イ ステップ 2 においては、データ伝送役務に係るコストから帯域幅課金対象外コストを控除して帯域幅課金対象コストを抽出する。

(ア) 帯域幅課金対象外コストには、設備コストのうち各契約者が専有的に使用する設備に係るコスト（例：サービス制御装置に係るコスト、位置登録信号に係るコスト、顧客・料金システムに係るコスト）及び接続事業者が使用しない設備に係るコスト（例：二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係るコスト）が該当し、営業コストのうち料金の請求・回収に係るコスト及び基本料収入の確保に係るコストが該当する。

(イ) 帯域幅課金対象外コスト及び帯域幅課金対象コストに明確に分計することが困難なもの（間接コストを含む。）がある場合には、別表第 1 に掲げる基準によるほか、適正な基準により帯域幅課金対象外コスト及び帯域幅課金対象コストに分計する。

ウ ステップ 3 においては、帯域幅課金対象コストから接続料原価対象外コストを控除して接続料原価対象コストを抽出し、これを接続料原価とする。

(ア) 接続料原価対象外コストは、第 3 の 3 に示す考え方に基づいて特定する。

(イ) 接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに明確に分計することが困難なもの(間接コストを含む。)がある場合には、別表第1に掲げる基準によるほか、適正な基準により接続料原価対象外コスト及び接続料原価対象コストに分計する。

3 接続料原価対象外コスト

(1) 営業コスト

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備コストであり、営業コストは、原則として接続料原価に算入されるべきではない。ただし、次の①から③までに掲げる営業コストについては、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものとし、接続料原価への算入が否定されないものとする。

① 電気通信の啓発活動に係る営業コスト

電気通信の啓発活動(例:迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室)に係る営業コストは、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業コスト

エリア整備・改善を目的とする情報収集(例:不感エリアに係る情報のウェブ上での受付)に係る営業コストは、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業コスト

周波数再編の周知に係る営業コストは、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

(2) 設備コスト

設備コストであっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者負担を求めることが適当でないことから、接続料原価に算入されるべきではない。

① 通信設備使用料(自社のネットワークの構築に係るものを除く。)

② 他の事業者が個別に負担している設備コスト(例:P O I回線に係るコスト)

③ 付加機能(例:留守番電話機能)に係る設備コスト

4 利潤

(1) 利潤の構成

利潤の額は、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。

(2) 他人資本費用

ア 他人資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

他人資本費用＝機能に係るレートベース×他人資本比率×他人資本利子率

イ 機能に係るレートベースの額は、当該機能に係る正味固定資産価額、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品及び運転資本の合計額とする。

ウ 機能に係る正味固定資産価額は、当該機能に係る固定資産の取得原価から減価償却相当額を控除した額を基礎として算定する。

エ 機能に係る固定資産、繰延資産、投資その他の資産及び貯蔵品は、当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないものに限る。

オ 機能に係る運転資本の額は、当該機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間における、当該機能に係る第二種指定電気通信設備の管理運営に不可欠な営業費用とする。ただし、減価償却費、固定資産除却費及び租税公課を除く。

カ 他人資本比率は、負債の額が負債及び純資産の合計額に占める割合の実績値を基礎として算定する。

キ 他人資本利子率は、社債及び借入金（以下「有利子負債」という。）に対する利子率並びに有利子負債以外の負債の利子相当率を、有利子負債及び有利子負債以外の負債が負債の合計に占める比率により加重平均したものとす。

ク 有利子負債に対する利子率は、有利子負債の額に対する営業外費用のうち有利子負債に係るものの額の比率の実績値を基礎として算定する。

ケ 有利子負債以外の負債に対する利子相当率は、当該負債の性質及び安全な資産に対する資金運用を行う場合に合理的に期待し得る利回りを勘案した値とする。

(3) 自己資本費用

ア 自己資本費用の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{自己資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

イ 自己資本比率は、1から他人資本比率を差し引いたものとする。

ウ 自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率を基礎として算定する。ただし、平均自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

$$\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times (\text{主要企業の平均自己資本利益率} - \text{リスクの低い金融商品の平均金利})$$

エ β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する二種指定事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

オ リスクの低い金融商品の平均金利及び（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）の値の算定は、一定程度長期間における実績値を基に行う。

(4) 利益対応税

ア 利益対応税の額は、次に掲げる式により計算する。

$$\text{利益対応税} = (\text{自己資本費用} + (\text{有利子負債以外の負債の額} \times \text{利子相当率})) \times \text{利益対応税率}$$

イ 利益対応税率は、法人税、事業税及びその他所得に課される税の税率の合計を基礎として算定された値とする。

5 需要

(1) 音声接続機能

音声接続機能に係る接続料の需要は、総通信時間とする。総通信時間の算定は、自網内呼と相互接続呼の通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮して行う。

(2) ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能

ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能に係る接続料は、一定の帯域幅を課金の単位とする帯域幅課金を基本とし、その需要は、ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総帯域幅とする。

6 算定根拠

二種指定事業者は、音声接続機能、ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能に係る接続料の設定又は変更の内容を含む接続約款の届出を行う際に、原則として別表第2の様式により、総務省に対して算定根拠を明らかにすることが適当である。

なお、接続料の算定根拠が示された場合には、総務省は、当該接続料の算定がガイドラインに示す考え方に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行うこととする。

第4 標準的接続箇所の設定等

1 基本的な考え方

標準的接続箇所の設定や相互接続点の設置については、移動通信分野の特性に加え、第一種指定電気通信設備制度においてもアンバンドルと比較して公正競争上の問題となるケースが少ないことにかんがみ、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図ることを基本とすることとする。

2 事業者間協議において留意すべき事項

他の事業者からの要望に応じ、適時適切に標準的接続箇所の設定等を行っていくことが望ましい。一方、標準的接続箇所の設定は、新たなシステム開発等が必要となり、当事者双方にとって経済的負担が追加的に発生する場合もあることから、接続事業者の具体的な要望を前提として行うことが適当である。

第5 その他

総務省は、接続料の算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図っていく観

点から、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行っていくこととする。

-
- 1 第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。
 - 2 携帯電話事業者の電気通信回線設備とISPの電気通信設備をISPを対象とした相互接続点で接続し、ISPによる携帯電話端末に搭載されたブラウザを用いたインターネット接続サービスの提供を可能とする機能をいう。
 - 3 携帯電話事業者の電気通信回線設備とMVNOの電気通信設備をOSI参照モデルの第3層（ネットワーク層）で接続し、MVNOによるデータ伝送役務の提供を可能とする機能をいう。
 - 4 携帯電話事業者の電気通信回線設備とMVNOの電気通信設備をOSI参照モデルの第2層（データリンク層）で接続し、MVNOによるデータ伝送役務の提供を可能とする機能をいう。

別表第1

		基準	
設備コスト	運用費	加入数比又は取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下この表において同じ。）	
	施設保全費	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比	
	試験研究費	営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比	
	研究費償却	同上	
	減価償却費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。固定資産除却費及び固定資産税等について同じ。）比	
	固定資産除却費	関連する固定資産価額比	
	通信設備使用料	回線数比又は取扱量比	
	租税公課	固定資産税等 事業所税	関連する固定資産価額比 管理部門等の人件費比
営業コスト	営業費	窓口	契約申込等件数比
		料金	料金請求件数比
		販売	販売件数比
		その他	加入数比、取扱量比又は回線数比
間接コスト	共通費	関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比	
	管理費	関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比	

（注）関連する固定資産は、回線数比又は取扱量比のほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦すること。

別表第2

様式1 ステップ1におけるコストの分計（単位：円）

		移動電気通信事業に係る総コスト		
		音声伝送役務に係るコスト	データ伝送役務に係るコスト	
設備コスト	運用費			
	施設保全費			
	試験研究費			
	研究費償却			
	減価償却費			
	固定資産除却費			
	通信設備使用料			
	租税公課			
	計			
営業コスト	営業費			
間接コスト	共通費			
	管理費			
	計			
総計				

様式2 ステップ2及び3におけるコストの分計（音声接続機能）（単位：円）

		音声伝送役務に係るコスト			
		契約数連動コスト	トラヒック連動コスト	接続料対象外コスト	
				接続料原価	
設備コスト	運用費				
	施設保全費				
	試験研究費				
	研究費償却				
	減価償却費				
	固定資産除却費				
	通信設備使用料				
	租税公課				
	計				
営業コスト	営業費				
間接コスト	共通費				
	管理費				
	計				
総計					

様式3 ステップ2及び3におけるコストの分計（ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能）（単位：円）

		データ伝送役務に係るコスト			
		帯域幅課金対象外コスト	帯域幅課金対象コスト	接続料対象外コスト	接続料原価
設備コスト	運用費				
	施設保全費				
	試験研究費				
	研究費償却				
	減価償却費				
	固定資産除却費				
	通信設備使用料				
	租税公課				
	計				
営業コスト	営業費				
間接コスト	共通費				
	管理費				
	計				
総計					

（注）機能ごとに作成すること。

様式4 適正な利潤

1 機能に係るレートベース

項目	金額（単位：円）	備考
機能に係るレートベース	当該機能に係る正味固定資産	
	当該機能に係る繰延資産	
	当該機能に係る投資その他の資産	
	当該機能に係る貯蔵品	
	当該機能に係る運転資本	

（注1）機能ごとに作成すること。

（注2）運転資本の備考欄には、機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な期間を記載すること。

2 他人資本費用

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
他人資本費用		
機能に係るレートベース		
他人資本比率		
他人資本利率		
有利子負債に対する利率		
有利子負債以外の負債の利子相当率		

(注1) 機能ごとに作成すること。

(注2) 他人資本比率の備考欄には、①負債の額及び②純資産の額を記載すること。

(注3) 有利子負債に対する利率の備考欄には、①有利子負債の額及び②営業外費用のうち有利子負債に係るものの額を記載すること。

(注4) 有利子負債以外の負債の利子相当率の備考欄には、有利子負債以外の負債の額を記載すること。

3 自己資本費用

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
自己資本費用		
機能に係るレートベース		
自己資本比率		
自己資本利率		

(注1) 機能ごとに作成すること。

(注2) 自己資本利率の備考欄には、①β、②リスクの低い金融商品の平均金利及び③主要企業の平均自己資本利率を記載すること。

4 利益対応税

項目	数値（単位：円又はパーセント）	備考
利益対応税		
自己資本費用		
利益対応税率		
有利子負債以外の負債の額×利子相当率		

(注) 機能ごとに作成すること。

5 利潤

項目	数値（単位：円）	備考
利潤		
他人資本費用		
自己資本費用		
利益対応税		

(注) 機能ごとに作成すること。

様式5 需要（音声接続機能）

項目	数値（単位：秒）	備考
自網内呼の通信時間		
相互接続呼の通信時間		

（注）設備の使用の違いを考慮する前の数値を記載すること。

様式6 需要（ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能）

項目	数値（単位：Mbps）	備考
需要		

（注1）機能ごとに作成すること。

（注2）備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

様式7 接続料（音声接続機能）

項目	数値（単位：円）	備考
接続料	（区域内： 区域外： ）	
接続料原価		
利潤		

（注）区域内及び区域外接続料を設定している場合、接続料の数値欄には、それら金額を併せて記載し、接続料の備考欄には、それらの算定方法を記載すること。

様式8 接続料（ISP接続機能、レイヤ3接続機能及びレイヤ2接続機能）

項目	数値（単位：円）	備考
接続料		
接続料原価		
利潤		

（注）機能ごとに作成すること。